

# 大学院研修派遣実施要項

(平成16年5月7日学校教育局長決定)

(平成19年5月22日一部改正)

(平成20年4月1日一部改正)

(平成24年6月21日一部改正)

(平成25年7月29日一部改正)

(平成28年6月17日一部改正)

(令和元年6月28日一部改正)

(令和2年3月24日一部改正)

(令和3年3月18日一部改正)

(令和5年3月13日一部改正)

## 1 目的

この要項は、北海道公立学校の教員を大学院及び教職大学院に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図るために、北海道教育委員会が実施する大学院及び教職大学院の派遣研修について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 派遣形態

この研修は、教育公務員特例法第22条第3項によるものとし、大学院及び教職大学院への派遣形態については、次のとおりとする。

- (1) 研修機関である大学院及び教職大学院に通学するもの。
- (2) 教職大学院のうち、講義等の履修についてオンラインを用いた遠隔履修を基本とするもの。(以下、「遠隔履修」とする。)

## 3 資格及び条件

- (1) 道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員(札幌市立学校及び市町村立高等学校(札幌市立高等学校を除く。))の全日制の課程に勤務する教員を除く。)である者。
- (2) 教職経験を5年以上有し、そのうち北海道公立学校での教職経験が3年以上である者。
- (3) 勤務状況が特に優良な者。
- (4) 道立学校の教員にあつては校長、市町村立学校の教員にあつては校長及び所管の教育委員会教育長が強く推薦する者。
- (5) 派遣先の大学院・教職大学院の課程修学にふさわしい教育実践、研究実績を有するとともに、学校や地域及び北海道の教育課題解決に向けた実践的・実証的な研究ができる者。
- (6) 派遣先の大学院・教職大学院の出願資格に該当する者。
- (7) 研修派遣修了後、北海道において、管理職や指導主事又は各地域や学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元に努め、北海道の教育の充実に資する意思のある者。

## 4 研修派遣期間

- (1) 道外の大学院、教職大学院及び遠隔履修  
大学院修業年限の2か年とする。  
ただし、遠隔履修の2年次については、所属校に勤務しながら、必要な単位を修得するものとする。
- (2) 道内の教職大学院(遠隔履修を除く)  
原則1か年とする。

## 5 研修派遣先及び対象

大学院、教職大学院の中から、年度ごとに別に定める。

## 6 派遣者数

年度ごとに別に定める。

## 7 研修内容

派遣される教員は、管理職や指導主事又は各地域や学校で指導的役割を担う教員として必要な資質・能力を身に付けることを目指して研修を行うものとする。

## 8 応募及び推薦

- (1) 研修を希望する者は、道立学校の教員にあつては校長へ、市町村立学校の教員にあつては校長を経由して市町村教育委員会教育長へ大学院受験同意願（別記第1号様式）（以下「受験同意願」という。）を提出すること。この場合において、市町村立学校の教員にあつては校長の研修派遣候補者推薦書（別記第2号様式）を添えること。
- (2) 道立学校長及び市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会教育長及び中核市教育委員会教育長を除く。）は、受験同意願を受理したときは、その写しに研修派遣候補者推薦書（別記第2号様式）を添えて、所轄の教育局長へ提出すること。
- (3) 教育局長及び中核市教育委員会教育長は、第1項及び第2項により推薦された者のうちから、若干名を選考の上、大学院研修派遣候補者推薦調書（別記第3号様式）に道立学校長及び市町村教育委員会教育長が作成した研修派遣候補者推薦書（別記第2号様式）及び関係書類を添えて、教育長へ提出すること。

## 9 研修派遣候補者の決定

教育長は、推薦のあった者について、書類審査その他必要な検査を行い、選考の上研修派遣候補者を決定し、その結果を当該道立学校長又は市町村教育委員会教育長に通知する。

なお、当該道立学校長及び市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会教育長及び中核市教育委員会教育長を除く。）への通知は、所轄の教育局長を経由し通知する。

## 10 受験同意書の送付

道立学校長及び市町村教育委員会教育長は、研修派遣候補者として決定された者について、受験同意書（別記第4号様式）を交付し、候補者とならなかった者については、その旨通知すること。

## 11 研修派遣願

- (1) 研修派遣候補者として決定された者のうち、受験した大学院の合格通知を受けた者は、大学院研修派遣願（別記第5号様式）（以下「研修派遣願」という。）に合格通知書の写しを添え、校長へ提出し、市町村立学校の校長は、提出のあった研修派遣願を市町村教育委員会教育長へ提出すること。
- (2) 道立学校長及び市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会教育長及び中核市教育委員会教育長を除く。）は、前項により提出のあった研修派遣願を、教育局長へ提出すること。
- (3) 教育局長及び中核市教育委員会教育長は、第1項及び第2項により提出のあった研修派遣願を取りまとめの上、教育長へ提出すること。

## 12 研修派遣者の決定及び取り消し

- (1) 教育長は、大学院の合格通知を受け、11により研修派遣願の提出のあった者を研修派遣者として決定し、当該道立学校長又は市町村教育委員会教育長に通知する。

なお、当該道立学校長及び市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会教育長及び中核市教育委員会教育長を除く。）への通知は、所轄の教育局長を経由し通知する。

- (2) 教育長は、派遣教員の資格又は要件等を欠く状況が生じた場合は、派遣の決定を取り消し又は派遣を中止する。

## 13 研修開始届及び実施報告書

- (1) 研修派遣者が研修を開始したときは、研修開始後10日以内に、研修開始届（別記第6号様式）により、所轄の教育局長、又は中核市教育委員会教育長を経由して、教育長にその旨を届け

出ること。

- (2) 研修派遣者が研修を修了したときは、研修修了後1月以内に、研修報告書（別記第7号様式）により、所轄の教育局長又は中核市教育委員会教育長を経由して、教育長にその旨を報告すること。

#### 14 研修経過等の報告

研修派遣者は、研修経過等を報告会等において北海道教育委員会に報告するほか、北海道教育委員会が随時実施するアンケートやヒアリングに協力するものとする。

#### 15 サービスの取扱

2（1）による研修派遣者のサービス上の取扱は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく研修出張とする。

#### 16 代替措置

研修派遣期間中は、代替教員を配置する。

ただし、遠隔履修に係る研修の2年次については、代替教員を配置しない。

#### 17 経費の負担

- (1) 道外の研修機関への派遣にあつては、派遣期間中、研修機関を勤務庁として取り扱い、研修派遣者については、研修機関への転任があつたものとみなし、赴任旅費及び諸手当を支給すること。
- (2) 道内の研修機関への派遣（遠隔履修を除く）にあつては、派遣期間中、研修機関を勤務庁とみなし、研修派遣者の住所又は居所と研修機関との間の往復の旅行については、通勤類似旅行として通勤手当を支給することとし、旅費は支給しないものとする。
- (3) 遠隔履修にあつては、所属校を勤務庁とし、派遣期間中、引き続き通勤手当を支給する。  
また、研修機関を研修箇所とする場合、研修機関と勤務庁との間の旅行に係る旅費を支給すること。
- (4) 研修機関以外の施設等を研修箇所とする場合、必要と認められる範囲で、研修機関と当該施設等との間の旅行に係る旅費を支給すること。
- (5) 上記以外の経費は本人の負担とするものであること。

#### 18 研修派遣成果の活用

研修派遣者は研修派遣修了後、北海道において、管理職や指導主事又は各地域や学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元を努め、北海道の教育の充実に資するものとする。

#### 19 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- (2) 研修派遣者の決定は、北海道議会において、当該年度に係る予算の議決があつたとき以後とする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成19年5月22日から施行する

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成25年7月29日から施行する

附 則

この要項は、平成28年6月17日から施行する

附 則

この要項は、令和元年6月28日から施行する

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する